

近江八幡市人事行政の運営等の状況公告

近江八幡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年近江八幡市条例第43号)第6条の規定により、平成29年度における人事行政の運営の状況の概要を公表します。

平成30年9月10日

近江八幡市長 小西 理

1 採用、退職及び職員数に関する状況

(条例第3条第1号関係)

(1) 職員の採用、退職の状況

(単位:人)

職 種	採用者数			退職者数		
	男	女	計	男	女	計
一般行政職	11	3	14	10	2	12
土木技術職	0	0	0	2	0	2
電機技術職	0	0	0	1	0	1
化学技術職	0	0	0	0	0	0
文化財技術職	0	0	0	1	0	1
保健師職	0	2	2	0	1	1
社会福祉士職	0	0	0	0	2	2
診療情報管理士	0	0	0	0	0	0
幼稚園教諭職・保育士職	0	6	6	0	7	7
その他教育職	3	2	5	4	1	5
医師職	9	1	10	4	3	7
薬剤師	2	1	3	0	2	2
医療技術員職	3	1	4	2	0	2
看護師職	5	31	36	2	20	22
専任教員	0	0	0	1	0	1
技能労務職	0	0	0	1	2	3
計	33	47	80	28	40	68

(2) 競争試験の状況

(単位:人)

区 分	受験者数			合格者数			競争倍率
	男	女	計	男	女	計	
一般行政職	137	56	193	12	3	15	12.9
保健師職	1	5	6	0	2	2	3.0
幼稚園教諭職・保育士職	1	14	15	0	6	6	2.5
薬剤師	2	2	4	2	1	3	1.3
医療技術員職	8	4	12	3	1	4	3.0
看護師職	7	29	36	6	27	33	1.1
社会福祉士	1	0	1	1	0	1	1.0
診療情報管理士	1	0	1	1	0	1	1.0
計	158	110	268	25	40	65	4.1

(3)選考採用の状況

(単位:人)

区 分	採用者数			摘 要
	男	女	計	
一般行政職	2	0	2	特定任期付職員及び滋賀県警から
その他教育職	3	2	5	滋賀県教育委員会から
医師職	9	1	10	京都府立医科大学等から
看護師職	0	4	4	
計	14	7	21	

(4)部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

部 門		職員数(人)		対前年	主な増減理由
		平成29年	平成30年	増減数	
一 般 行 政	議 会	5	5	0	
	総 務	115	113	▲ 2	一部事務組合派遣職員帰任等
	税 務	26	27	1	収納・債権対策
	民 生	151	152	1	滋賀県後期高齢者医療広域連合派遣
	衛 生	45	42	▲ 3	業務の民間委託等
	労 働	1	1	0	
	農林水産	16	16	0	
	商 工	7	7	0	
	土 木	49	47	▲ 2	岡山CA整備事業用地買収完了
	小計	415	410	▲ 5	
教 育	教 育	131	128	▲ 3	幼稚園園児数減等
	小計	131	128	▲ 3	
公 営 企 業 等	病 院	608	627	19	医療体制の充実 医療技術職員増等
	水 道	15	14	▲ 1	上下水道関係課1課に統合
	下 水 道	11	11	0	
	その他特会	40	42	2	
	小計	674	694	20	
合 計		1,220	1,232	12	

(注)平成30年地方公務員定員管理調査における数値を計上しています。職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(5)職員派遣の状況(平成29年度)

福島県南相馬市(災害派遣)	1名
厚生労働省	1名
東近江行政組合	1名

2 人事評価の状況

(条例第3条第2号関係)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、各任命権者における取組は以下のとおりです。

(1) 市長部局及び教育委員会等

職員の効果的な育成、適切な処遇、管理監督者の指導能力の向上及び職員の職務遂行行動の変容を促し組織の効率的な業務運営を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた目標を把握した上で行う「実績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎資料として活用します。

また評価結果の給与上の反映については、平成26年1月から定期昇給において実施をしており、勤勉手当の成績率へは平成31年6月から反映を予定しています。

(2) 総合医療センター

平成27年4月から人事評価制度プロジェクト委員会を設置し検討を重ねた結果、個々の職員の常日頃の働きを定性的に評価する「行動評価」と職員やチーム(診療科)がどのようなパフォーマンスを発揮できたのかを定量的に評価する「目標達成度評価」の2種類の評価を組み合わせた人事評価制度を確立しました。平成28年10月から本格導入をしており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎資料として活用します。

3 給与の状況

(条例第3条第3号関係)

(1) 総括

① 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(平成30年1月1日)	A		B	B/A	平成28年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	82,267	33,943,388	511,314	4,469,541	13.2	13.1

(注)1. 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数	給 与 費				1人あたり 給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
	A				B	B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	538	2,064,231	449,676	805,427	3,319,334	6,170

(注)1. 職員手当には退職手当は含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

③ ラスパイレス指数の状況(一般行政職)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
99.5	98.3	106.4 (98.3)	107.5 (99.3)	98.8	99.0	99.6	99.6

(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の市職員の給与水準を示す指数です。
平成24・25年度の括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の参考値です。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

① 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
近江八幡市	319,954 円	41.8	325,884 円	55.5
国	329,845 円	43.5	286,817 円	50.7

(注)「平均給料月額」とは、各職種毎の職員の基本給の平均です。

② 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

(上段:級号給 下段:給料月額)

区 分		近江八幡市		国			
		決定初任給	採用2年経過日給料月額	決定初任給		採用2年経過日給料月額	
一般行政職	上級	1-29 185,800	1-36 197,200	(総合職) 2-1 183,700	(一般職) 1-25 179,200	(総合職) 2-8 205,100	(一般職) 1-32 191,100
	初級	1-9 151,500	1-16 161,400	(一般職) 1-5 147,100		(一般職) 1-12 155,500	
看護師職		2-13 211,900	2-20 222,000				

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	上級	278,525 円	333,290 円	345,767 円
	初級	- 円	- 円	- 円
看護師職		295,450 円	311,357 円	343,683 円

(注)経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
経験年数区分に対象職員がない等で平均値がでない場合は省略しています。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況

① 一般行政職等の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務名称	主事技師	主事技師	主査主任主事主任技師	副主幹主任	課長補佐	次長課長参事	理事部長
職員数(人)	30人	64人	58人	69人	56人	52人	11人
構成比(%)	8.8%	18.8%	17.1%	20.3%	16.5%	15.3%	3.2%
前年度の構成比(%)	11.7%	19.0%	13.1%	20.7%	16.0%	15.1%	4.4%

(注)1. 近江八幡市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。
2. 標準的な職務名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 職員手当の種類とその内容

職員には給料のほかに手当が支給されます。

平成30年4月1日現在における主な手当の制度等は次のとおりです。

	名 称	内 容																
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 6,500円、子 10,000円、その他 各6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円加算																
	住居手当	[借家・借間居住者] 月額 12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、上限27,000円 ただし本市への新規転入者については、5年間を限度として上限30,000円																
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別及び通勤距離(片道2km以上)に応じて 2,000円～31,600円(月額)																
	管理職手当	役職により定額の管理職手当を支給																
	[行政職]	<table border="1"> <tr> <td>部長級(理事除く)</td> <td>82,400 円</td> <td>課長級(参事)</td> <td>55,100 円</td> </tr> <tr> <td>部長級(理事)</td> <td>77,800 円</td> <td>保育所長・幼稚園長</td> <td>54,100 円</td> </tr> <tr> <td>次長級</td> <td>69,500 円</td> <td>課長補佐級</td> <td>45,500 円</td> </tr> <tr> <td>課長級(参事除く)</td> <td>63,400 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	部長級(理事除く)	82,400 円	課長級(参事)	55,100 円	部長級(理事)	77,800 円	保育所長・幼稚園長	54,100 円	次長級	69,500 円	課長補佐級	45,500 円	課長級(参事除く)	63,400 円		
部長級(理事除く)	82,400 円	課長級(参事)	55,100 円															
部長級(理事)	77,800 円	保育所長・幼稚園長	54,100 円															
次長級	69,500 円	課長補佐級	45,500 円															
課長級(参事除く)	63,400 円																	

名称		内 容				
(管理職手当)	[医療職・医師]	院長・院長代行	131,500 円	部長(課長級)・	79,800 円	
		副院長	110,000 円	看護専門学校長		
		部長(次長級)	93,300 円	副部長(課長補佐級)	49,200 円 ~52,400 円	
	[医療職・ 薬剤師・医療技術職]	部長(副院長)	76,500 円	課長級	63,800 円	
		部長	71,700 円	課長補佐級	43,200 円	
		副部長(次長級)	67,700 円			
	[医療職・看護職]	看護部長(副院長)	76,500 円	看護長(課長級)	54,600 円	
		看護部長	67,100 円	看護専門学校教務主任(課長級)	54,600 円	
		看護副部長(次長級)	59,800 円	看護専門学校教務	45,100 円	
		看護専門学校	59,800 円	主任補佐(課長補佐級)		
		副校長(課長級)		副看護長(課長補佐級)	42,600 円	
	勤務実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についてときに支給される手当 (市全体で31種、全職種に占める手当支給職員の割合 61.0%(平成29年度) 支給対象職員 1人当たりの平均支給年額 [普通会計 平成29年度決算額] 38,708 円 [病院事業会計 平成29年度決算額] 567,077 円 [支給額の多い手当] 医師研究手当 福祉現業手当 教務手当 [多くの職員に支給されている手当] 福祉現業手当 変則勤務手当			
時間外勤務手当		支給対象職員1人当たりの平均支給年額 [普通会計 平成29年度決算額] 307,747 円 [病院事業会計 平成29年度決算額] 570,144 円				
その他		宿日直手当				
その他	期末・勤勉手当	民間企業のボーナス、賞与等に相当する手当として年間 4.4か月分を2回に分けて支給。				
	退職手当	区 分	経 験 年 数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自己都合	19.6695 月分	28.0395 月分	39.7575 月分	47.709 月分
		定年・勸奨	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算 役職・在職期間に応じて 21,700~59,550円×60月分を加算					

(5) 特別職等の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	期 末 手 当
給 料	市 長	880,000 円	6月期 1.575 月分
	副 市 長	730,000 円	
	教 育 長	685,000 円	計 3.30 月分
	区 長	413,000 円	加算措置 有
	病院事業管理者	922,000 円	
報 酬	議 長	455,000 円	
	副 議 長	400,000 円	
	議 員	360,000 円	

4 勤務条件の状況 (条例第3条第4号関係)

(1) 標準勤務の場合の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況(平成29年中)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
日	日	人	日	%
14,227	3,708	368	10.1	26.1

(注) 対象職員数は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業を取得した者等を除いています。

(3) 育児休業等の取得状況(単位:人)

区 分	介護休業 取得者	育児休業取得状況			平成29年度中新たに育児休業が取得可能 となった職員の育児休業取得状況			
		育児休業 取得者	部分休業 取得者	育児短時間 勤務取得者	対象者数	取得者数	部分休業	育児短時間勤務
男 性	0	3	1	0	19	2	0	0
女 性	0	74	55	7	35	35	1	0
合 計	0	77	56	7	54	37	1	0

(4) 特別休暇の状況(平成29年4月1日現在)

内 容	期 間
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア等社会貢献休暇	1の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する7日の範囲内の期間
産前休暇	出産予定日以前8週目にあたる日から 出産の日までの期間
産後休暇	出産日の翌日から8週間以内の期間
保育時間休暇(生後1年未満の子)	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産補助休暇	3日の範囲内の期間
子(中学校就学前)の看護のための休暇	1の年において5日の範囲内の期間
介護休暇(短期)	1の年において5日の範囲内の期間
忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日から10日の範囲内の 期間
父母の追悼のための休暇	1日の範囲内の期間
夏季特別休暇	原則として連続する3日の範囲内の期間
災害による職員の現住居の滅失等の休暇	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
災害時における危険回避のための休暇	必要と認められる期間
生理休暇	2日の範囲内で必要と認められる期間
妊娠中の職員の通勤緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
妊産婦の健診休暇	必要と認められる期間
つわり休暇	7日の範囲内で必要と認められる期間

5 分限及び懲戒処分の状況

(条例第3条第6号関係)

(1) 分限処分者数

(単位:延べ人)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			24		24
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃等により過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

(2) 懲戒処分者数

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正(給与不正領得・受験採用虚偽行為等)					0
一般服務違反(信用失墜行為・職務専念義務違反等)	8	1			9
一般非行関係(刑法違反等の信用失墜行為等)	1				1
収賄等関係(横領)					0
道路交通法違反(無免許・交通事故)					0
監督責任	1				1

6 研修の状況

(条例第3条第9号関係)

(平成29年度職員研修実績)

研 修 区 分	受講者数(延人数)	研 修 内 容
(1)市町村職員研修センター 派遣研修	273 名	一般(階層別研修)、専門研修、特別研修 研修指導者養成研修
(2)その他研修機関派遣研修	36 名	全国市町村国際文化研修所、滋賀県建設技術センター、 市長会主催研修
(3)新規採用職員研修	135 名	新規採用職員前期研修、障がい福祉体験研修、事前研修
(4)行政課題研修	395 名	人事評価、メンター制度研修、政策形成研修 仕事の進め方研修、職場環境改善研修 メンタルヘルス研修、OJT研修
(5)交通安全研修	149 名	交通安全教室
(6)人権問題研修	833 名	人権問題啓発講座、職場推進員研修、人権問題研修会 (若年層)
(7)その他派遣	1 名	厚生労働省

7 職員の退職管理の状況

(条例第3条第8号関係)

平成28年4月1日に、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることを内容とする改正地方公務員法(以下「改正法」という。)が施行されました。

改正法の施行に合わせ、改正法による規制のほか、「近江八幡市職員の退職管理に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、本市職員の退職管理の適正化を図り、市政に対するより一層の信頼を確保できるよう取り組んでいます。

[退職管理の規制等の概要]

(1) 再就職者による依頼等(働きかけ)の規制(改正法第38条の2)

営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけをすることが禁止されています。

これまで違反の実績はありません。

(2) 再就職情報の届出(条例第3条)

管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には任命権者に届け出ることが義務付けされています。

管理監督職員で退職した職員の再就職の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区分	管理監督職員の	うち再就職者数			
	退職者数	本市	外郭団体	非営利団体	民間企業
部長級	4	4			
次長級	0				
課長級	7	3			

(注) 上記は、平成29年8月から平成30年7月末までの期間における課長級以上の退職者数及び再就職者数です。

8 福利厚生状況

(条例第3条第10号関係)

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

区 分	受診対象者数	受診者数	受診率
一般定期健康診断	1,189 人	1,153 人	97.0 %
生活習慣病予防健診	720 人	706 人	98.1 %
胃部検診	720 人	334 人	46.4 %
大腸検診	720 人	405 人	56.3 %
子宮頸部検診	364 人	196 人	53.8 %
乳房検診 エコー マンモグラフィ	221 人	148 人	67.0 %
	131 人	88 人	67.2 %
特定保健指導(共済組合指定)	86 人	47 人	54.7 %

区 分	受検対象者数	受検者数	受検率
ストレスチェック	1,776 人	1,621 人	91.3 %

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数

加入団体	公務災害	通勤災害
地方公務員災害補償基金滋賀県支部	29 件	0 件

(3) 近江八幡市職員互助会の状況

職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生制度の増進及び共済制度の確立を目的として、市条例に基づき、職員の福利厚生に関する事業や医療等に関する給付等の事業を実施するために組織された団体で、「近江八幡市職員互助会」と「近江八幡市立総合医療センター互助会」の2つがあります。市職員互助会の会員で総合医療センターに勤務する職員は、2つの互助会に重複加入しています。2つの互助会ともに、会員の元気回復、文化教養の向上、健康の保持増進、余暇を有意義に活用する事業等を実施しています。

また、滋賀県環境保全事業である淡海エコフオスター制度の趣旨に賛同し、道路清掃等のボランティア活動も積極的に実施しています。

なお、職員互助会の事業は、職員が個々に負担する「会費」と市からの「補助金」等の収入で運営していますが、事業実施にあたっては、昨今の社会情勢や市の厳しい財政状況から見直しを実施しており、今後も適合性のある健全な互助会運営に努めてまいります。

平成21年度からは、市職員互助会の事業内容が見直され市補助金の算定基準を補助対象事業の1/2を限度とするよう改正を行っています。

	市職員互助会	総合医療センター職員互助会
会員数(H30.4.1現在)	1,237 人	822 人 (うち市職員互助会員 併加入628人)
会費(H29年度)	給料 × 4.0 / 1000	給料 × 5.0 / 1000
(※参考 H28年度)	給料 × 4.0 / 1000	給料 × 5.0 / 1000
補助金(H29年度)	補助対象事業費 × 1/2	定額
(※参考 H28年度)	補助対象事業費 × 1/2	定額

* 職員互助会の主な事業

- ・給付事業(慶弔関係、人間ドック・脳ドック助成等)
- ・文化体育事業(各種球技大会、映画チケット助成、観劇等)
- ・クラブ活動助成(体育クラブ 16クラブ・文化クラブ 4クラブ)
- ・厚生事業(職員研修助成事業、リフレッシュ活動助成事業、ヘルスアップ支援事業、インフルエンザ予防事業)

9 公平委員会の業務状況

(条例第5条関係)

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当なし